

2026年度貸付債権担保住宅金融支援機構債券等の発行に係る 引受主幹事候補会社の選定について

2026年度発行予定の貸付債権担保住宅金融支援機構債券（以下「機構MBS」といいます。）及び一般担保住宅金融支援機構債券（以下「機構SB」といいます。）の発行に係る引受主幹事候補会社の選定を次のとおり実施します。

1 選定方法

2026年度において発行を予定している機構MBS及び機構SBの引受主幹事候補会社は、引受業務の受託を希望する会社から「2026年度機構MBS及び機構SB引受業務受託希望申出書」（以下「受託希望申出書」といいます。）の提出を受け、原則として書類選考による評価を行った上で選定します（必要に応じて個別面談等によるヒアリングを行う場合があります。）。

2 選定スケジュール等

(1) スケジュール

2025年12月10日（水）10時	受託希望申出書等の配付開始
2025年12月11日（木）14時30分	引受業務受託希望者向け説明会（※）
2026年1月14日（水）17時必着	受託希望申出書等の提出期限
2026年3月上旬頃	選定結果の通知

※ 引受業務の受託希望者に対し、2025年12月11日（木）に説明会（30分～1時間程度）を開催します。説明会への参加を希望する場合は、12月10日（水）17時までに電子メールで参加者名のご連絡（各社2名まで）をお願いします。詳細につきましては照会先までお問い合わせください。

(2) 受託希望申出書等の配付及び提出

ア 配付

配付をご希望の場合は照会先にご連絡願います。住宅金融支援機構市場資金部より電子メールにより送付します。

イ 提出

電子メールによりご提出願います。

なお、紙媒体でしか提出できないものについては、郵送での提出でもかまいません。その際は、その旨を電子メールにてお知らせ願います。

また、直近年度の決算書が貴社HP等に掲載されている場合、そのリンク先を電子メール本文に記載いただくことをもって提出に替えることが可能です。

<提出書類>

- ・受託希望申出書（※社印等押印は不要です。）
- ・アンケート項目1～5に対する回答書

- ・アンケート項目 6に対する回答書
- ・直近年度の決算書
- ・直近年度の決算における自己資本規制比率及び決算の概要

3 引受主幹事候補会社選定基準

次のすべての基準に該当することとします。

- (1) 2021年度から2025年度（2025年12月末現在）までに発行された国内公募社債について、主幹事の実績があること。[注1] [注2]
- (2) 2021年度から2025年度（2025年12月末現在）までに発行された国内のABS（ただし、最長償還期間5年以上のものに限る。）又はRMBsについて、引受実績があること。[注1] [注3] [注4]
- (3) 2021年度から2025年度（2025年12月末現在）までに発行された償還期間10年以上の国内公募社債（機構MBS及び機構SBを除く。）について、引受実績があること。[注1]
- (4) 2026年度を通じてRMBsのキャッシュフローを分析・評価することができるよう、住宅ローン債権の償還特性について十分な知識を有し、かつ、その知識を活かした期限前償還推計モデルを構築する能力を有していること。
- (5) 国内のABS（ただし、最長償還期間5年以上のものに限る。）又はRMBsに関して、商品性及びキャッシュフローについて分析・評価した経験があり、情報提供ツールにより当該分析・評価を公表したことであること。
- (6) 2026年度を通じて、国内市場で幅広い投資家層への販売アクセスを確保し、機構MBS及び機構SBの引受及びセカンダリーを含めた販売業務を円滑かつ適切に実施するための組織体制（BCPの策定含む。）を有し、必要な人員が配置されていること。また、継続的かつ安定的に、機構MBS及び機構SBの引受及び販売業務を遂行できる能力（BCPの策定含む。）を有し、2026年度を通じて機構MBS及び機構SBの引受主幹事候補会社としての業務を遂行すること。
- (7) 上記(4)及び(6)のとおり、能力、組織体制及び人員配置が維持されていることを把握するため、半期ごとに引受体制・販売体制を機関に報告すること。
- (8) フラット35取扱実績に応じたMBS配分プログラムに係る契約書を締結すること。

[注1] 国内公募社債には、地方債及び財投機関債を含め、国債及び政府保証債は除く。

[注2] 2025年度における機構MBS又は機構SBの主幹事実績をもって(1)の実績とみなすこととする。

[注3] 2025年度における機構MBSの引受実績をもって(2)の実績とみなすこととする。

[注4] 公募、私募の別を問わない。

【留意事項】

- ・引受主幹事候補会社には法令遵守を厳に求めるものであり、機構MBS及び機構SBの適切な販売に疑義があると考えられる場合は、上記(1)～(8)の基準を満たしていても、引受主幹事候補会社として選定いたしません。
- ・引受主幹事会社は、機構MBSの発行条件決定前に、市場需給の把握に努める中で合理

的に判断した需要額を引受予定額とすることについて機構と合意し、合意を証するための覚書を締結する必要があります（覚書の締結に合意しない場合はシ団のみの招聘となります。）。

- ・ 2026年度から新たに引受主幹事候補会社となる証券会社は、シ団のみの招聘となります。
- ・ シ団のみの招聘となる引受主幹事候補会社であっても、MBS配分プログラムに係る契約を締結していただきます。
- ・ 事業譲渡・合併等により法人に変更があった場合で、機構債券の引受業務・販売業務部門の組織体制・陣容の大半が現法人に引き継がれている場合は、承継前の法人の実績等を加味することができます。

4 引受主幹事候補会社及び引受主幹事会社の選定に係る評価基準

2026年度機構MBS及び機構SB引受主幹事候補会社は、3の選定基準を満たした上で、以下の評価項目に基づき総合評価を行い、評価結果に基づき機構から指名（選定）することとします。

また、2026年度における機構MBS及び機構SBの各起債に係る引受主幹事会社についても、当該評価結果に基づき機構から指名（選定）することとします。

評価項目	点数	評価内容
1 起債運営体制	2点	(1) 引受体制（人数及びBCPの策定） (2) 販売体制（人数及び機関投資家取引実績）[※1]
2 引受・主幹事実績 [※2]	3点	(1) 国債、地方債及び政府保証債引受実績（金額）[※3] (2) 財投機関債（機構MBS及び機構SBを除く。）主幹事実績（金額）[※3] (3) 国内ABS及び国内RMBS（機構MBSを除く。）主幹事実績（金額）[※4]
3 機構MBS及び機構SBへのサポート実績 [※2]	6点	(1) 機構、機構MBS及び機構SBに関するレポートの発行実績 (2) 機構のプレゼンス向上に寄与するレポートの発行実績 (3) 日本証券業協会に対する機構MBS及び機構SBの市場実勢値の公表の有無
4 起債運営及びマーケットメイクの実績 [※2]	54点	(1) 機構MBS及び機構SBの起債運営実績 ①各月の起債運営における取組 ②投資家需要拡大に貢献した取組 (2) IRに関する運営実績 (3) 機構MBSのセカンダリー取引実績（金額） (4) 提案書において提示された内容等に関する取組実績
5 ワーク・ライフ・バランス等の推進の実績	5点	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況の実績
6 機構 起債運営及	14点	(1) 月次MBS及び機構SBの起債環境についての考察

MBS 及び機 構SB の起債 運営に 関する 提案	び起債戦略		(2) 月次MBS及びグリーンMBSの起債戦略 ・ 月次MBS及びグリーンMBSの発行について、貴社が考える適正なスプレッドで販売するための起債戦略の提案 ・ 投資家需要及び件数を増加させるための販売戦略〔※5〕の提案
	投資家層の維持・拡大等に向けた取組	16点	(3) 機構SBの起債戦略 ・ 機構SBの発行について、貴社が考える適正なスプレッドで販売するための起債戦略の提案 ・ 投資家需要及び件数を増加させるための販売戦略〔※5〕の提案
			(4) 月次MBS、グリーンMBS及び機構SBに関する投資家需要拡大に資する取組の提案（引受手数料水準を含む。） (5) 投資家基盤の維持・拡大に向けたIRの提案（「質」の向上に関する取組等） 機構及び起債に携わる各主幹事との一体的かつ円滑なIR運営を踏まえた具体的なIR方針等（年度のIR方針、四半期ごとのテーマ及びIRの質の向上に関する取組並びに効率的かつ効果的なIR手法（Web型IRと対面型IRの棲み分けの最適化を含む。））

[※1] 2025年1月から12月末までに償還期間が10年以上の政府保証債、地方債及び財投機関債（機構MBS及び機構SBを含む。）を販売した実績のある機関投資家数

[※2] 2025年1月から12月末までの実績

[※3] 年限は5年以上のもの

[※4] 国内ABS、国内RMBSとともに公募、私募の別を問わない

[※5] 販売網、人員（販売担当者、アナリスト等）を駆使した方策など、投資家需要及び件数の増加に効果的に実績につながる貴社特有の戦略

（備考）

- 2026年度の月次MBS及びグリーンMBSにおいて主幹事会社を務めることができる証券会社は、引受主幹事候補会社の中から8社を選定します。なお、2026年度から新たに機構MBSの引受主幹事候補会社となる証券会社は、シグニфиктивのみの招聘となります。
- 2026年度の上記以外のMBSにおいて主幹事会社を務めることができる証券会社は、引受主幹事候補会社の中から6社を選定します。
- 2026年度の機構SBにおいて主幹事会社を務めることができる証券会社は、引受主幹事候補会社の中から6社を選定します。
- 投資家の維持・拡大に資する具体的なIRの提案に係る評価が高かった証券会社については、当該四半期中におけるIR活動の方針策定及び取りまとめ等の事務を依頼する予定です。

5 本件に関するご質問について

本件に関してご質問がありましたら、2025年12月19日（金）15時までに質問送付先まで電子メールでお送りいただきますようお願いします。

なお、頂戴したご質問につきましては、当機構にて取りまとめの上、応募書類を受領さ

れた全社様に対して、当機構から 2025 年 12 月 24 日（水）までに電子メールで回答させていただきます。

〈照会先〉

住宅金融支援機構

市場資金部 債券発行グループ

〒112-8570 東京都文京区後楽 1-4-10

TEL : 03-5800-9469

担当 檀上、溝上

〈受託希望申出書等の提出先及び質問送付先〉

shijo_mbs@jhf.go.jp